第10号様式（第５条関係）

|  |
| --- |
| 選挙運動用自動車使用証明書(自動車)　次のとおり選挙運動用自動車を使用するものであることを証明します。　　　　　　　　年　　月　　日年　　月　　日執行　　　　　　　　　　　　　選挙　 |
| 　 | 候補者氏名 | 　 | 印　 |
| 記 |
| 　 | 運送等契約区分(該当する方の番号に○をしてください。) | 1 | 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合(ハイヤー・タクシー方式) | 2 | 左に掲げる場合以外の場合(レンタル方式) | 　 |
| 運送事業者等の住所、氏名又は名称、法人にあってはその代表者の氏名 | 住所氏名又は名称法人の代表者 |
| 車種及び自動車登録番号 | 運送等年月日 | 運送等金額 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 | 年　　月　　日 | 円 |
| 　 |

備考

　1　この証明書は、使用の実績に基づいて運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。

　2　運送事業者等が町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　3　この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は町に支払を請求することはできません。

　4　公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり、次の金額までです。

　　(1)　一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合　64,500円

　　(2)　(1)以外の場合　16,100円

　5　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。

　6　同一の日において、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車が使用する場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。

　7　5の場合には、候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、町に支払を請求することはできません。